

平成26年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する  
市民意見の概要及び市の考え方について

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
第三 監視指導の実施に関する事項	1 監視指導の実施に関する基本的事項 (1)一般的な共通事項	食品を販売する施設に対しては、日頃から保健所の職員が立入り、異物混入などの衛生的な問題がないよう指導を行っています。 今後、お気づきの点があった際は、保健所までご連絡ください。
	1 監視指導の実施に関する基本的事項 (4)立入検査の実施に関する事項	市内に「道の駅」はありませんが、類似する産地直送型店舗がいくつかあります。産地直送型店舗は営業の内容が店舗により異なるため、別表3においては、スーパーマーケット、魚介類販売業、食肉販売業、その他販売業のいずれかに分類されます。
	2 平成26年度の監視指導内容 (1)重点対策 ②ノロウイルス食中毒予防対策事業	ノロウイルス食中毒予防対策事業では、食中毒の発生を予防するため、病院、給食施設等に立入検査を実施し、手指・器具の消毒、従業員の健康管理状況、食品の衛生的な取扱い状況、嘔吐物の処理方法等の指導を行っています。 また、ノロウイルスの感染性を踏まえ、日頃より感染症対策の担当部署と情報交換を行っており、食中毒等健康危害が発生した際は、必要に応じ連携して対応しています。
	2 平成26年度の監視指導内容 (5)その他の関連調査 ①食中毒等健康危害発生時の調査	ご意見を踏まえ、「拡大防止及び再発防止のため、必要に応じて営業停止などの行政処分、施設の清掃・消毒指示、従業員に対する衛生教育、その他衛生管理に関する指導等の措置を行う。また、営業再開にあたっては、指導内容が適切に実施されているか確認する。」と表記を改めました。
	5 計画策定に係る情報及び意見の交換の実施に関する事項	広く市民の皆さんから意見を募るため、保健所・各区の窓口及びホームページで計画案の配布を行うほか、市政だよりへの掲載や衛生講習会等で計画案を配布するなど、広報に努めています。今後も、より多くの市民の皆さんの意見をいただけるよう、効果的な広報を検討し、用語についてより分かりやすい表現の工夫に努めてまいります。次年度計画案の策定については、実施中の事業の成果及び課題を踏まえる必要があることから、市民の皆さんへの公表は現在の時期となっています。

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
<p>第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p>	<p>1 市民との情報及び意見の交換の実施</p>	<p>市民対象のリスクコミュニケーション（情報及び意見の交換）の場のさらなる増加をお願いする。また、食品安全シンポジウムは依然として参加者も少ない。より多くの市民への呼びかけや内容の検討を行い、形だけの企画に終わらないようより一層の尽力をお願いする。</p>
	<p>2 市民への食品等による危害発生防止のための情報提供</p>	<p>食中毒等健康危害発生時の調査について、インターネットは限られた人しか利用できないため、市民が電話で情報が聞ける仕組み（食中毒ホットライン（仮））があれば望ましいのではないか。</p>

これまで、多くの市民に参加していただけるシンポジウムや、小学生とその保護者を対象とする企画等、様々なリスクコミュニケーション事業を実施してきました。今後も、市民の皆さんが参加しやすい事業を検討してまいります。

また、広報については、多くの市民の皆さんにお知らせできるよう、例えば食品安全シンポジウムの開催に際しては、市政だよりやチラシ配布等に加え、市民センターへのポスター掲示、保健福祉局フェイスブックへの掲載など、改善を図ってまいりました。その結果、昨年度は189人（平成23年度は134人）の参加がありました。今後も効果的な広報について検討してまいります。

食中毒が発生した場合又は食中毒が疑われる情報を探知した場合は、報道機関を通じて、速やかに市民の皆さんに情報を提供しています。

なお、食中毒に関する市民からの質問や相談等については、保健所で個別にお答えしています。